（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　わかくさ学級

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　わかくさ学級運営協議会
　会長　伊達　巧
　山口市大殿大路２１３番地

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、大殿小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大殿小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	５	５０	３２
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	５	４００	２５６
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	５	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	５	３００	１８８
総　　計	１６０	５	８００	５０６
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

わかくさ学級は、本市大殿小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるわかくさ学級運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「わかくさ第２学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、地域や学校、その他の関係機関との連携体制を構築し、運営主体が異なる他の児童クラブとの連携を図るとともに、山口大学教育学部附属山口小学校の児童にも状況に応じた対応を行うなど、関係機関との連携体制が構築されている点が評価に値します。

また、保育にあたり、地域の伝統文化に触れる体験を取り入れるとともに、児童の安全管理のため、お迎え時に名札着用による保護者確認を行う等、独自の工夫を取り入れている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、わかくさ学級運営協議会はわかくさ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　うえき第２学級

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　大内地区社会福祉協議会
　会長　佐々木　奉文
　山口市大内矢田北五丁目８番２８号

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	5	５０	３０
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	5	４００	２５４
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	5	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	5	３００	１９２
総　　計	１６０	5	８００	５０６
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

うえき第２学級は、本市大内小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「うえき学級」「うえき第３学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、学校、地域交流センター及び主任児童委員等による運営会議を開催し、情報共有や課題協議を通じて、地域との連携強化が図られている点が評価に値します。

また、人材育成の取組として、各種研修会への積極的な参加とともに、大内南小学校区のみなみ学級との合同研修会を年２回開催するなど、支援員の資質向上、情報共有に努めている点についても評価できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会はうえき第２学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　みなみ第３学級

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　大内地区社会福祉協議会
　会長　佐々木　奉文
　山口市大内矢田北五丁目８番２８号

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内南小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	5	５０	３０
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	5	４００	２５６
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	5	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	5	３００	１９２
総　　計	１６０	5	８００	５０８
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

みなみ第３学級は、本市大内南小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「みなみ学級」「みなみ第２学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、学校、地域交流センター及び主任児童委員等による運営会議を開催し、情報共有や課題協議を通じて、地域との連携強化が図られている点が評価に値します。

また、人材育成の取組として、各種研修会への積極的な参加とともに、大内小学校区のうえき学級との合同研修会を年２回開催するなど、支援員の資質向上、情報共有に努めている点についても評価できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会はみなみ第３学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　にこにこ学級

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　名田島放課後児童クラブ運営協議会
　会長　佐分利　隆
　山口市名田島１５３６番地１

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、名田島小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として名田島小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	５	５０	３２
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	５	４００	２５０
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	５	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	５	３００	１８４
総　　計	１６０	５	８００	４９６
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

にこにこ学級は、本市名田島小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である名田島放課後児童クラブ運営協議会は、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、「保育の展開にあたっては、制作活動や伝承遊び、また名田島の伝統と文化に触れる機会等を通して、児童一人ひとりの創造性の伸長を図り、情操の陶冶を目指す」という基本理念が掲げられており、地域の伝統文化に触れる体験を取り入れいている点が評価に値します。

また、小学校との定期的な連絡会の開催や、運営協議会を構成する関係団体との情報交換を図るなど、地域内で連携が特に期待できる点も評価できます。

以上、総合的に判断して、名田島放課後児童クラブ運営協議会はにこにこ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　大海なかよし学級

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　社会福祉法人山口市社会福祉協議会
　会長　徳永　雅典
　山口市上竪小路８９番地１

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立されており、指定管理者として放課後児童クラブの運営を行っています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	5	５０	３０
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	5	４００	２４４
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	5	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	5	３００	１８６
総　　計	１６０	5	８００	４９０
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

大海なかよし学級は、本市大海小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である社会福祉法人山口市社会福祉協議会は、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、学校との情報共有や連携を図りながら児童健全育成に努めるとともに、防災訓練等を継続的に実施するなど、児童の安全確保に配慮した運営を行っている点が評価に値します。

以上、総合的に判断して、社会福祉法人山口市社会福祉協議会は大海なかよし学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

（　非公募　）

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1　施設の名称　　徳佐児童クラブ

2　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

3　指定管理者候補者特定団体名
　社会福祉法人山口市社会福祉協議会
　会長　徳永　雅典
　山口市上竪小路８９番地１

4　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立されており、指定管理者として、放課後児童クラブの運営を行っています。

5　非公募施設とした理由
　放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6　審査の経過

仕様書の決定	令和８年　７月３１日（金）
指定申請提出期限	令和８年　９月２４日（木）
選定委員会による審査	令和８年１０月２０日（火）

7　審査の方法
（１）選定委員会委員

石津　美香	こども未来部長（委員長）
松尾　彰	こども未来部次長
有熊　雅人	こども未来課長
重冨　基至	保育幼稚園課長
河村　謙吾	子育て保健課長

（２）提出書類の確認
　特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（３）審査内容
　非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙１」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。
　また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	１０	5	５０	３０
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	８０	5	４００	２４６
施設の管理経費の縮減が図られること	１０	5	５０	３０
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	６０	5	３００	１８４
総　　計	１６０	5	８００	４９０
基 準 点	－	－	４８０	

９　審査意見

徳佐児童クラブは、本市徳佐小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である社会福祉法人山口市社会福祉協議会は、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、地域特性から支援員の確保が厳しい状況の中、これまでに応援職員を手配して運営を行うなど、様々な手法を検討し、工夫して運営に当たっている点が評価に値します。

以上、総合的に判断して、社会福祉法人山口市社会福祉協議会は徳佐児童クラブの特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙１　指定管理者候補者選定基準

評価項目			評価の視点	評点
大項目	小項目			
（１）平等な利用を確保することができるものであること			・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり､優遇したりするおそれはないか。	１０点満点 10/8/6/4/2/0
（２）施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること		・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	施設の運営課題を把握し、課題解決に向けた取組がなされていること		・現状の運営課題を的確にとらえているか。 ・運営課題に対する対応は適切か。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
		土曜日・長期休業中の活動内容	・１日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
		児童の衛生管理、体調管理	・感染症予防、熱中症対策、食中毒防止のための取組がなされているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること		・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
（３）施設の管理経費の縮減が図られること			・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	１０満点 10/8/6/0
（４）施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること		・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること		・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること		・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること		・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	１０満点 10/6/0
	人材確保のための取組がなさ		・実効性を期待できる人材確保の取組がなされてい	１０満点

	れていること	るか。	10/8/6/4/2/0
	人材育成のための取組がなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取組がなされているか。	１０満点 10/8/6/4/2/0
合計			１６０点